

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊広県第299号

令和6年7月31日

「地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」を踏まえた取組について（通達）

犯罪被害者施策については、これまでも「第4次犯罪被害者等基本計画」等に基づき推進しているところであるが、この度、別添1「地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」を踏まえた取組について」（令和6年7月18日付け警察庁丙犯被発第31号。以下「警察庁通達」という。）が発出され、犯罪被害者等支援において自治体が中核的役割を担うことが期待されるワンストップサービスの実現に向けた取組等が推進されることとなった。

各所属にあっては、警察庁通達の「2 提言を踏まえた取組」に基づき、広報県民課犯罪被害者支援室と連携の上、関係自治体から会議への参画や施策への協力要請がなされた際には積極的に応じ、また、犯罪被害者等支援を目的とした「特化条例」未制定の自治体に対する働き掛けを実施するなど、本取組を推進されたい。

なお、警察庁から各自治体の長に対しては、別添2「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」（令和6年7月18日付け警察庁丙犯被発第30号）のとおり通知されているので参考とされたい。

※ 別添（略）